

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉政策課

法令名	調理師法施行令			法令番号	昭和33年 政令第303号		
手続名	調理師名簿訂正及び調理師免許証書換え交付			根拠条項	第11条第1項・第2項 第13条第1項・第2項		
審査基準	調理師名簿訂正及び調理師免許証書換え交付に必要な書類 (1) 名簿訂正・書換え交付申請書 (2) 戸籍抄本又は戸籍謄本・・・6か月以内のもの (3) 旧免許証 (4) 収入証紙・・・3,200円 調理師法施行令 (名簿の訂正) 第11条 調理師は、本籍地都道府県名（日本の国籍を有しないものについてはその国籍）氏名、生年月日及び性別に変更が生じたときは、30日以内に名簿の訂正を申請しなければならない。 2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。 (免許証の書換え交付) 第13条 調理師は、調理師免許証（以下免許証）の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。 2 前項の申請をするときには、申請書に免許証を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。						
	受付機関	保健福祉事務所 健康福祉政策課	処理機関	健康福祉政策課	交付機関	保健福祉事務所 健康福祉政策課	標準処理期間 20日 標準経由期間 10日